

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田 清 藏

17 教 規程第15号

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程（16教規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状（数学）
情報コミュニケーション工学専攻	高等学校教諭専修免許状（数学）

」を

「

物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学）
情報コミュニケーション工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）

」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4

情報コミュニケーション工学専攻

免許 教科 科	科 目	左欄科目に対応する授業科目	単 位 数	免 許 教 科	科 目	左欄科目に対応する授業科目	単 位 数
情 報 に		情報工学セミナー	4	情 報		システム評価設計工学特論	2
		情報工学セミナー	4			並列処理・ネットワーク特論	2

情報	に関する 科目	ビジュアルコンピューティング 特論	2	情報 に関する 科目	情報環境デザイン学特論	2
		映像情報学特論	2		科学特論（社会情報論）	2
		技術マネジメント特論	2		アルゴリズム設計工学特論	2
		科学特論（知識構造論）	2		科学特論（表現技術論）	2
		ソフトウェアアーキテクチャ特論	2			

附 則（ 17 教 規程第 15 号）

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。